

【別表1】日本ボッチャ協会 公認審判員資格制度

令和8年4月改訂版

資格種別	資格認定要件	技能の範囲	資格の降格	資格の失効
A級 審判員	① 本協会の会員(種別:審判員)で資格更新をしていること ② B級取得後3年(取得年度は含まず)の活動実績を有し、以下の条件を満たしていること ・資格認定要件大会で5大会以上の審判実績を有する ・毎年1つ以上の日本選手権(予選会を含む)の審判実績を有する ③ A級昇級試験(隔年開催)で以下の基準を満たすこと ・筆記試験で90%以上の正答ができること ・実技試験でA級必修項目の9割以上達成できること ④ 協会主催のコンプライアンス研修を原則毎年受講していること ⑤ ルール審判部の推薦を受け、理事会承認を受けること	① 国内開催の国際競技会のNTO候補者 ② WorldBoccia公認国際審判員養成講習会の受講推薦対象 但し、推薦条件は別途定めによる ③ 本協会主催大会の審判長 ④ その他、B級、C級、D級審判員の技能の全て	・A級審判員として 資質に欠ける行為が見られたとき ・資格認証試験で不可となったとき ・本協会が定める行動規範に反する行為が認められたとき	・級を取得後、 本協会の会員 (種別:審判員) 資格の更新をし なかったとき
B級 審判員	① 本協会の会員(種別:審判員)で資格更新をしていること ② C級取得後2年(取得年度は含まず)の活動実績を有し、以下の条件を満たしていること ・資格認定要件大会で3大会以上の審判実績を有する ・1つ以上の日本選手権予選会の審判経験を有する ③ B昇級試験で以下の基準を満たすこと ・筆記試験で80%以上の正答ができること ・実技試験でB級必修項目の9割以上達成できること ④ 協会主催のコンプライアンス研修を原則毎年受講していること ⑤ ルール審判部の承認を受けること	① 本協会主催大会の審判員 ② 資格要件認定大会の審判長 ③ 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技の審判長 ④ C級、D級審判員養成講習会の講師および講師補助 ⑤ その他、C級、D級審判員の技能の全て	・B級審判員として 資質に欠ける行為が見られたとき ・本協会が定める行動規範に反する行為が認められたとき	・級を取得後、 本協会の会員 (種別:審判員) 資格の更新をし なかったとき
C級 審判員	① 本協会の会員(種別:審判員)で資格更新をしていること ② D級取得後1年(取得年度は含まず)の活動実績(全国障害者スポーツ大会予選会やフレンドリーマッチ大会等で審判経験)を有すること ③ C級審判員養成講習会の全日程を受講していること・筆記試験で70%以上の正答ができること ④ D級取得後、協会主催のコンプライアンス研修を受講していること ⑤ ルール審判部の承認を受けること	① 日本選手権本大会の計時 ② その他の本協会主催大会の審判員 ③ その他、D級審判員の技能の全て	・C級審判員として 資質に欠ける行為が見られた場合 ・本協会が定める行動規範に反する行為が認められたとき	・級を取得後、 本協会の会員 (種別:審判員) 資格の更新をし なかったとき
D級 審判員	① 本協会会員(種別:審判員)として会員登録をすること ② サポーター講習を受講していること ③ D級審判養成講習会の全日程を受講していること	① フレンドリーマッチ版大会の審判員 ② 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技の審判員 ③ 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技地区予選会の審判員 および審判長	・公認審判員として 資質に欠ける行為が見られたとき	・級を取得後、 本協会の会員 (種別:審判員) 資格の更新をし なかったとき